

概要版

第2次輪島市総合計画（後期基本計画）

【輪島市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

令和4年度～令和8年度



発行日 令和4年3月
発行 石川県 輪島市
企画・編集 輪島市 企画振興部 企画課

〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
TEL：0768-23-1113 FAX：0768-23-1855
URL：<https://www.city.wajima.ishikawa.jp/>

石川県輪島市

第2次輪島市総合計画策定の趣旨

本市は、平成19年3月に策定した第1次輪島市総合計画（以下「第1次総合計画」という。）において、平成28年を目標年次とする市の将来像、まちづくりの基本的な考え方を示した基本構想と取り組む施策を基本計画として2編にとりまとめました。基本計画は、平成19年度から平成23年度までを「前期」、平成24年度から平成28年度までを「後期」として位置づけ、目まぐるしい速度で変化する社会情勢等を考慮し、平成24年度に基本構想に示した将来像を実現するため、「後期基本計画」を策定しました。

さらに、平成27年度には、国が掲げる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）等を勘案しつつ、本市における課題や地域特性を踏まえ、平成27年から31年度までの5年間における本市独自の「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」をとりました。

こうした中、第2次輪島市総合計画（以下「本計画」という。）では、第1次総合計画及び総合戦略で掲げた政策分野の重要性を尊重し、基本的な考え方を踏襲しつつ、本市らしさを今後10年間の施策展開に活かし、よりよい成果が得られるよう、基本構想と基本計画の2編により、諸施策のあり方を取りまとめることとしました。

計画の期間と構成

（1）計画の期間

基本構想は、平成29年度（2017年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）を目標年次とする10年間の計画とします。

基本計画は、平成29年度から令和3年度までを「前期」、令和4年度から令和8年度までを「後期」と位置付け、5年間の計画とします。

（2）計画の構成

総合計画は、基本構想及び基本計画により構成します。

基本構想では、市のまちづくりの基本理念や市の将来像及びまちづくりに取り組む基本的な考え方を示します。

基本計画では、基本構想を実現していくための施策を体系的かつ具体的に示します。



後期基本計画の3つの視点

(1) 輪島市における自治体SDGs施策の推進

2015年の「国連持続可能な開発サミット」において採択されたSDGs（持続可能な開発目標）手法を取り入れ、本計画が掲げる目標とSDGsが掲げる目標との関連性を明示することで、輪島市における自治体SDGs施策として、戦略的に取り組んでいきます。

(2) 総合戦略との一本化

本計画は、令和元年度に改定した「輪島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含するものであることから、総合戦略に位置付けた目標・施策、【KPI】重要業績評価指標等を反映させたものとします。

併せて、令和元年12月に閣議決定された、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標・施策及び、令和3年6月に内閣府より示された「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」を反映させたものとします。

(3) 時代の変化への対応

現計画策定以降新たに策定または改定された各種計画、現下の社会情勢における様々なトレンド等をできるだけ反映するなど、時代の変化に的確に対応した計画とします。

例えば、国のデジタル戦略に呼応する地域における「Society 5.0」の推進、コロナ禍による新しい生活様式への対応、森林環境税への対応等の視点を取り入れたものとします。



基本理念

地域特性と市民の知恵を最大に活かした
まちづくりの推進

将来像

“あい”の風がはぐくむ 快適・活気・夢のまち

基本方針

快適	I. 安全・安心・快適なまちづくり	I-1 持続可能なまちづくり I-2 安全・安心なまちづくり I-3 自然・景観の保全・活用
活気	II. 活力を生み出すまちづくり	II-1 戦略的交流による地域振興 II-2 活力に富む産業振興 II-3 多様な就労機会の創出
夢	III. 健やかに過ごすまちづくり	III-1 女性が活躍できるまちづくり III-2 地域で支え合う福祉の増進 III-3 生涯の健康づくり
夢	IV. ふるさとを学び誇るまちづくり	IV-1 困難に打ち克つ人づくり IV-2 伝統・文化を次代につなぐ
夢	V. 市民と行政の協働によるまちづくり	V-1 行政経営基盤の強化 V-2 さらなる協働によるまちづくりの展開

(1) まちづくりの基本理念

本市は、第1次総合計画において、本市が有する豊かで美しい里山里海、匠の文化、ものづくり産業、個性豊かな祭り、伝統行事、文化遺産等の様々な地域資源を最大限に活用し、まちづくりを推進することをまちづくりの基本理念としました。

さらには、時代の流れに柔軟に対応しつつ、地域の課題を克服し、暮らしやすいまちづくりを進めるため、市民と行政が目標に向かって協働し、創意工夫によって活力に満ちたまちづくりを推進することも基本理念としていることから、本計画においても第1次総合計画で掲げたまちづくりの基本理念を踏襲することとします。

(2) 輪島市の将来像

本計画においても、第1次総合計画で掲げた「市民と行政が一体となって、連携・協働のもとに、“住んでみたい”、“ずっと住んでいたい”と思える「まち」を目指し、住んで楽しく、訪ねてうれしい、人が行き交い賑わいのある輪島市を創造するに当たって、まちづくりの基本理念と同様に、将来像を踏襲することとします。

「あいの風」は「あえの風」ともいい、日本海の沖合から陸へ吹く北東からの風のことで、古くは万葉集にも詠まれた「東風（あゆの風）」が転じたものです。かつて、あいの風を帆に受け、日本海を往来する北前船が、本市に活力と文化の多様性をもたらしました。「あいの風」は、本計画においても本市のこれからのまちづくりに欠かせないキーワードであると考えています。

(3) 基本方針について

I. 安全・安心・快適なまちづくり

人口減少や高齢化、頻発する自然災害など、時代の変化に翻弄されることなく、これまでに地域が育んできたコミュニティ、豊かな自然や景観等を生かした安全・安心・快適なまちを目指します。

II. 活力を生み出すまちづくり

戦略的交流による地域振興、活力に富む産業振興、多様な就労機会の創出など、多様な交流機会から産業の担い手育成を進め、活力を生み出すまちを目指します。

III. 健やかに過ごすまちづくり

女性が活躍できるまち、地域で支え合う福祉の増進、生涯にわたる健康づくりを進めることで、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の活力を高め、市民が健やかに過ごせるまちを目指します。

IV. ふるさとを学び誇るまちづくり

本市が有する自然豊かな里山里海や歴史と伝統文化を身近に感じることができる教育環境のもと、困難に打ち克つ人づくり、伝統・文化を次代につなぐ取り組みを通じて、市民の誰しものがふるさとを学び誇れるまちを目指します。

V. 市民と行政の協働によるまちづくり

成熟した地域社会において官民の役割分担を明らかにしつつ、行政経営基盤の強化とともに、これまで以上に市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

(4) 定住人口(将来人口)の目標

本市の人口は、令和 2 年（2020 年）国勢調査によると 24,608 人であり、前回国勢調査時と比べると 9.6%減少しています。ただし、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計手法（国勢調査結果を基準人口とするコーホート要因法）による推計（以下、「社人研推計」）では、平成 27 年（2015 年）を基準年とした場合、令和 2 年（2020 年）時点では 24,125 人と推計されており、これと比較した場合は 483 人上回る結果となっています。

しかし、依然として人口減少を抜本的に解消する状況には至っていません。社人研及び国の長期ビジョンでの推計においても、引き続き人口が減少する結果となっています。

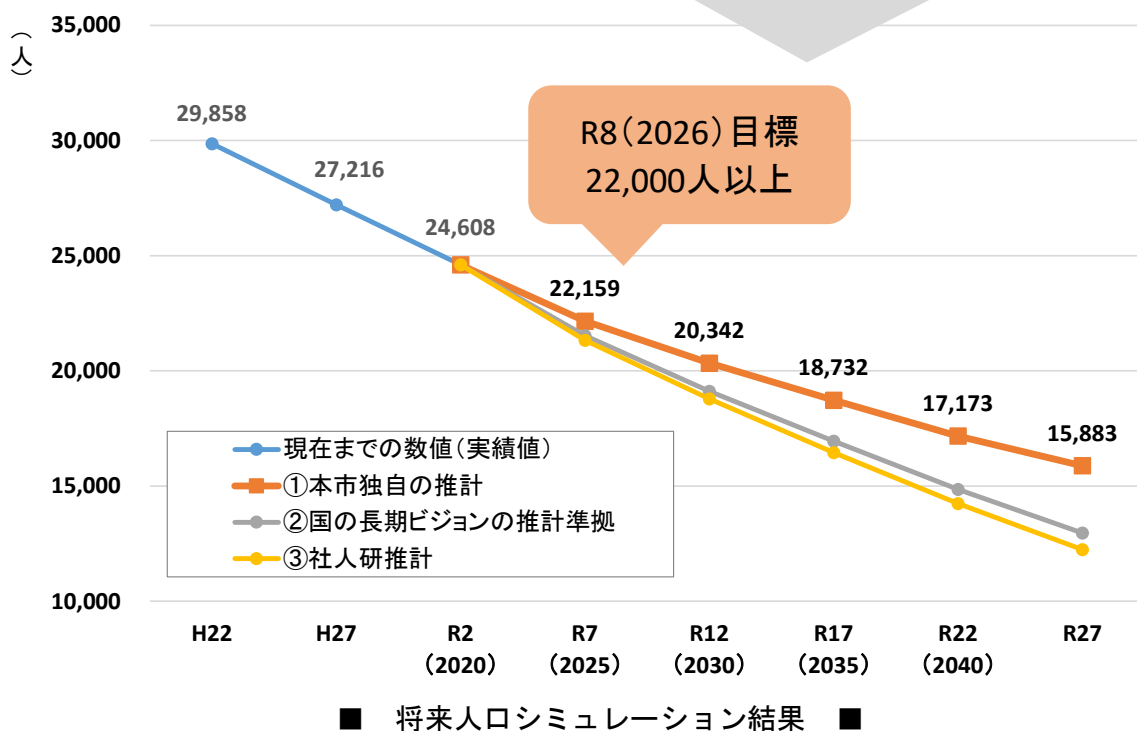
そこで、本市では、以下に示す「人口減少問題に取り組む 3 つの基本的視点」に掲げる諸施策を計画的に推進することで、合計特殊出生率を令和 17 年（2035 年）に「2.07」、また、純移動数については、令和 7 年（2025 年）に「0」、令和 12 年（2030 年）以降は「微増」することを目指します。

以上を踏まえ、令和 2 年（2020 年）国勢調査結果を基準とした推計を行い、令和 8 年（2026 年）時点で「22,000 人以上」の維持を将来人口の目標値として設定します。

さらに、長期目標である令和 22 年（2040 年）時点の将来人口は「17,000 人以上」を目指します。

《人口減少問題に取り組む 3 つの基本的視点》

1. 若い世代が安心して暮らせる環境の整備
2. 若い世代が安心して結婚・出産できる環境の整備
3. 移住者受け入れ体制の充実による定住の促進

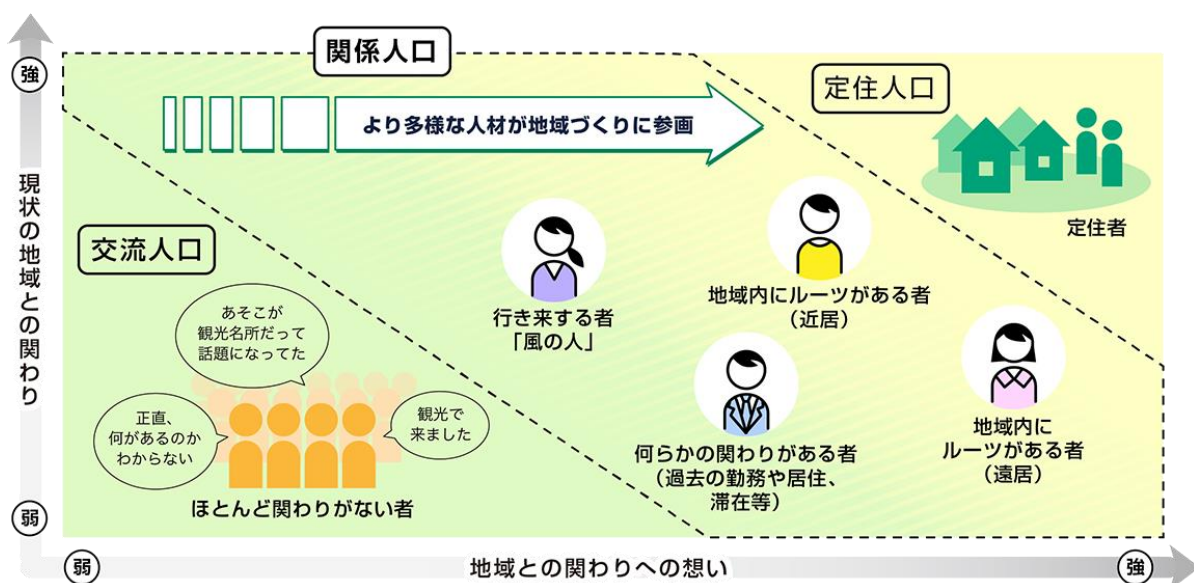
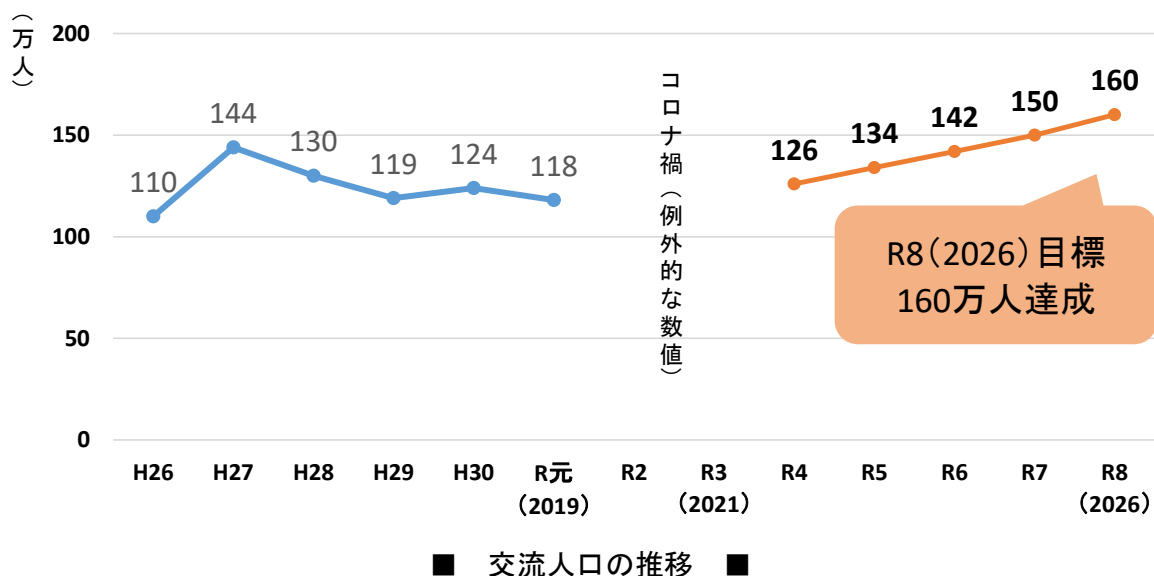


(5) 交流人口(観光客入込概数)の目標

本市のまちづくりにおける重要な指標のひとつである「交流人口」の目標値については、令和元年度(2019年度)に発生した新型コロナウイルス感染症拡大により、インバウンド需要や首都圏をはじめとする大都市圏からの誘客が大きく落ち込んだ影響で、前年度及び今年度については、極めて例外的な数値となっています。

このような状況下においても、決して希望を失うことなく、ウイズ・コロナ、アフター・コロナの視点に立ち、新しい生活様式に適合した観光施策を推進することで、令和8年度(2026年度)の交流人口160万人の達成を目指します。

加えて、地域と多様に関わる人々を指す「関係人口」の創出・拡大に努めることで、地域外の人材が地域づくりの担い手として活躍する、将来にわたって魅力と活力のある輪島市を目指します。






出典：総務省関係人口ポータルサイト

■ 関係人口イメージ図













I-1 持続可能なまちづくり

<p>1.計画的なまちづくりの推進</p> 	<p>(1) 計画的な土地利用の推進…………… 12</p> <p>(2) 都市計画の推進…………… 12</p> <p>(3) 市街地整備の推進…………… 3</p>
<p>2.豊かさを実感できる 住生活の実現</p> 	<p>(1) 定住促進対策の推進…………… 11</p> <p>(2) 多様な住宅の供給…………… 11</p> <p>(3) 住宅・建築物の居住性能の向上…………… 3 11</p> <p>(4) 公営住宅の適正な維持管理…………… 1 3</p>
<p>3.道路網の整備・更新</p> 	<p>(1) 広域幹線道路網の整備…………… 11</p> <p>(2) 市内幹線道路の整備…………… 11</p> <p>(3) 身近な生活道路の整備…………… 11</p> <p>(4) 安全で快適な道路環境の維持・増進…………… 11</p>
<p>4.交通ネットワークの整備・ 更新と公共交通機関の維持</p> 	<p>(1) のと里山空港の利用促進</p> <p>(2) バス輸送の維持…………… 9 11</p> <p>(3) 安全・安心な移動手段の確保と 持続可能な公共交通への転換…………… 9 11</p> <p>(4) 海上輸送の充実</p> <p>(5) 交通結節点の機能強化…………… 11</p>
<p>5.IoTの活用・推進</p> 	<p>(1) 地域情報化の推進…………… 16</p> <p>(2) 行政のIoT対応促進</p> <p>(3) デジタル社会への対応促進…………… 9 16</p>
<p>6.上下水道の普及・管理</p> 	<p>(1) 水道施設の整備・更新…………… 3 6</p> <p>(2) 下水道施設等の適正な管理・運営…………… 3 6</p>
<p>7.公園や緑地等の適切な管理</p> 	<p>(1) 公園・広場の適切な管理…………… 11</p> <p>(2) 緑のまちづくりの推進…………… 3 11</p>
<p>8.移住・定住者受入体制の 充実と地域ブランドの発信</p> 	<p>(1) 移住・定住の受け入れ環境の充実…………… 11</p> <p>(2) 移住・定住情報と輪島の地域ブランドの 継続的な発信…………… 11</p>

1-2 安全・安心なまちづくり

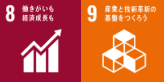


<p>1.消防・救急体制の充実</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防体制の整備充実 (2) 消防施設等の整備充実…………… 11 (3) 救急救助体制の充実…………… 11 (4) 市民参加による消防救急体制の強化…………… 11 (5) 消防・医療機関へのアクセス向上…………… 11
<p>2.防災対策・対応力の強化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自然災害対策の強化…………… 11 (2) 防災・減災対策の強化と 自主防災組織の充実…………… 11 (3) その他の脅威への対応 (4) 原子力災害への対応 (5) 支援・受援体制の強化
<p>3.防犯・交通安全対策の推進</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域防犯活動の推進 (2) 防犯施設の整備・更新…………… 11 (3) 交通安全意識の高揚 (4) 交通安全対策の推進…………… 11

1-3 自然・景観の保全・活用

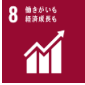
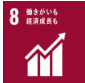

<p>1.自然環境の保全と 自然の恵みの継承</p>      	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自然環境の保全…………… 6 14 15 (2) 貴重な動植物の保護…………… 6 14 15 (3) 公害防止対策の推進…………… 11 (4) 再生可能エネルギーの導入推進…………… 7 13 (5) 環境教育の推進…………… 6 14 15
<p>2.自然・歴史的景観の 保全・活用</p>    	<ul style="list-style-type: none"> (1) 良好な自然環境の保全…………… 6 14 15 (2) 伝統的街並み景観の保全…………… 11 (3) 景観条例による適切な規制と普及啓発
<p>3.循環型社会の形成</p>  	<ul style="list-style-type: none"> (1) ごみの減量化の推進…………… 12 (2) 不法投棄防止対策の推進…………… 11 (3) リサイクルの推進…………… 12 (4) 環境美化活動の推進…………… 12



Ⅱ-1 戦略的交流による地域振興

<p>1. ツーリズムの振興</p>  <p>8 観光がいの 経済成長も 9 産業と観光振興の 連携をつくらう</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) ツーリズム推進環境の構築…………… 8 (2) 観光資源の魅力向上と魅了される 観光地づくり…………… 8 (3) 交流・体験型の“おもてなし”基盤と 観光客受入体制の整備…………… 8 9 (4) ターゲットを意識したプロモーションと 情報発信の強化…………… 8 9 (5) 持続可能なインバウンド (外国人の訪日旅行) 戦略…………… 8 (6) 「新しい生活様式」に対応する 観光振興のあり方の検討…………… 8 9
<p>2. 国内外の交流促進</p>  <p>17 パートナリングで 国際交流しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国内諸都市との交流推進…………… 17 (2) 都市住民等との交流推進 (3) 国際交流活動の推進…………… 17 (4) 国際化への対応
<p>3. 交流拠点機能の強化</p>  <p>8 観光がいの 経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 魅力ある交流プログラムの推進…………… 8 (2) 交流プログラムの担い手の育成…………… 8

Ⅱ-2 活力に富む産業振興

<p>1. 漆器産業の強化</p>  <p>8 観光がいの 経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商品力の向上と販路の拡大…………… 8 (2) 後継者育成と生産体制の向上…………… 8 (3) 輪島塗のブランド力向上と情報発信…………… 8
<p>2. 商工業の振興</p>  <p>8 観光がいの 経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商店・商店街の賑わいづくり (2) 観光や他産業との連携…………… 8 (3) 地域工業の活性化
<p>3. 農林業の振興</p>  <p>2 食糧を ゼロに 15 緑の豊かさ をつくらう</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 担い手の育成・確保と経営力の向上…………… 2 (2) 農地の集積・集約と農業生産基盤の 長寿命化 (3) 農業・農村の健全な発展と高付加価値 農業の推進…………… 2 (4) 林業の担い手育成…………… 15 (5) 林産物の需要拡大対策の推進 (6) 森林資源の管理…………… 15 (7) 生産基盤の整備及び長寿命化…………… 15 (8) 森林の多目的利用…………… 15 (9) 森林環境税・森林環境譲与税への対応…………… 15

Ⅱ-2 活力に富む産業振興

4.水産業の振興



- (1) 生産基盤の整備及び長寿命化…………… 14
- (2) 水産物の消費拡大
- (3) 水産資源の保護・育成…………… 6 14
- (4) 水産業の担い手確保と人材育成…………… 14
- (5) 都市と漁村の交流推進

5.地域ブランドの開発・発信



- (1) 輪島ブランド製品の確立…………… 9
- (2) 生産・流通・販売体制の確立と
地域ブランドの浸透推進…………… 9

Ⅱ-3 多様な就労機会の創出

1.創業・事業承継支援



- (1) 創業支援…………… 8
- (2) 事業承継支援…………… 8

2.企業立地の推進



- (1) 企業立地の推進…………… 8
- (2) 企業立地のための環境整備…………… 8



3.多様なニーズに対応した
雇用対策



- (1) 雇用対策の充実…………… 8



Ⅲ-1 女性が活躍できるまちづくり

<p>1. 出産・子育て環境の充実</p> 	<p>(1) 男女の出会いから出産までの環境整備…………… 5</p> <p>(2) 子育てしやすい環境整備</p>
<p>2. 人権尊重と 男女共同参画の推進</p> 	<p>(1) 男女共同参画意識の啓発…………… 5</p> <p>(2) 男女が活躍できる社会づくり…………… 5</p> <p>(3) 男女共同参画社会を実現するための 体制整備…………… 5</p> <p>(4) 男女の人権が尊重され、暴力のない 社会づくり…………… 16</p> <p>(5) 人権尊重社会に向けた啓発活動の推進…………… 10 16</p>

Ⅲ-2 地域で支え合う福祉の増進

<p>1. 地域福祉の充実</p> 	<p>(1) 多機関の協働による支援体制の充実…………… 1</p> <p>(2) 地域福祉活動の推進…………… 1</p> <p>(3) 福祉意識の啓発</p>
<p>2. 児童福祉の充実</p> 	<p>(1) 保育所の充実…………… 2 4</p> <p>(2) 地域の子ども・子育て支援体制の充実…………… 2 4</p> <p>(3) 子育て世帯への経済的支援など、 子育て世帯の負担軽減…………… 2 4</p> <p>(4) 児童の健全育成環境の充実…………… 4</p>
<p>3. 高齢者福祉の充実</p> 	<p>(1) 在宅支援の強化…………… 2 3</p> <p>(2) 介護予防の推進…………… 2</p> <p>(3) 生きがいづくりと社会参加の促進</p> <p>(4) 高齢者を支える地域コミュニティの強化…………… 2</p>
<p>4. 障害者福祉の充実</p> 	<p>(1) 障害福祉サービスの充実…………… 10</p> <p>(2) 障害者の自立と社会参加の支援…………… 10</p> <p>(3) 障害者の社会的障壁の除去…………… 10</p>

Ⅲ-3 生涯の健康づくり

1. 地域医療拠点機能の充実



- (1) 経営健全化の推進…………… 3
- (2) 地域医療体制の充実…………… 3
- (3) 公的医療機関として必要な機能の提供…………… 3
- (4) 保健・福祉機関との連携強化…………… 3
- (5) 在宅医療サービスの充実
- (6) 施設利用者の利便性向上
- (7) 施設利用者の満足度向上

2. 健康づくりの推進





- (1) 市民の健康づくり支援
- (2) 生活習慣病の発症及び重症化
 予防対策の強化…………… 3
- (3) 生涯にわたる健康づくりの推進…………… 3
- (4) 健康づくりのための人材育成



IV-1 困難に打ち克つ人づくり

<p>1.学校教育の充実</p> 	<p>(1) 確かな学力の育成…………… 4 (2) 豊かな心の育成…………… 4 (3) 健やかな体の育成…………… 4 (4) 教育環境の整備…………… 4 (5) 学校教育の魅力化推進…………… 4</p>
<p>2.地域コミュニティの強化</p> 	<p>(1) コミュニティ活動への支援…………… 17 (2) ボランティア活動の普及支援…………… 17 (3) 地域活動拠点の充実…………… 17</p>
<p>3.地域で取り組む教育力の向上</p> 	<p>(1) 地域・家庭の教育力の向上…………… 4 (2) 社会参加活動の促進 (3) 健全な社会環境づくり (4) 学校・家庭・地域の連携強化…………… 4</p>
<p>4.生涯学習の推進</p> 	<p>(1) 生涯学習機会の充実…………… 4 (2) 生涯学習拠点の機能拡充…………… 4 (3) 学習ネットワークの整備…………… 4</p>
<p>5.スポーツによる人づくり</p> 	<p>(1) 未来のアスリートの発掘育成 (2) スポーツ環境の充実…………… 3 (3) スポーツ施設の有効活用…………… 3</p>

IV-2 伝統・文化を次代につなぐ

<p>1.文化・芸術活動の推進</p> 	<p>(1) 文化芸術に親しむ機会の拡充…………… 4 (2) 新たな文化創造の拠点づくり</p>
<p>2.文化財の保存・活用</p> 	<p>(1) 文化財の保存…………… 11 (2) 文化財の活用</p>



V-1 行政経営基盤の強化

1. 行政サービス改革の推進



- (1) 行政事務の効率化
- (2) 計画的な財政の健全化…………… 16
- (3) 職員の資質向上…………… 16
- (4) I o Tを活用した行政サービスの向上
- (5) 情報インフラの合理化と再構築の推進

2. 広域連携の推進



- (1) 近隣市町・県・国との連携…………… 17
- (2) 国内諸都市との連携…………… 17

V-2 さらなる協働によるまちづくりの展開

1. 多様な連携の推進



- (1) 積極的な情報公開と
必要な情報の有効活用…………… 16
- (2) 市民協働機会の拡充…………… 16
- (3) 広報・広聴活動の充実…………… 16

2. 輪島の応援ネットワーク形成



- (1) 政策ブレーンのネットワーク形成…………… 17
- (2) 間接・直接的な輪島市のPR主体との
関係構築…………… 17

